

美作市新庁舎設計監理業務プロポーザル実施要綱の一部改正について

令和4年2月17日

令和4年1月5日公示の美作市新庁舎設計監理業務プロポーザル実施要綱を、つぎのとおり改正する。

【改正前】

6 技術提案書（二次審査用）の作成及び提出

(1) 提出方法

一次審査で選定された者は、次の技術提案審査申請書等を提出期限までに事務局に持参または郵送により提出すること。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし提出期限までに必着とする。

提出部数は、①は1部、②③はクリップ止め10部で折らないこと。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 技術提案審査申請書 | 様式7 [A4×1枚] |
| ② 業務実施方針 | 任意 [A3横×1枚] |
| ③ 技術提案書 | 任意 [A3横×3枚] |

7 審査方法

(2) 二次審査

二次審査は技術提案書のプレゼンテーションと審査委員会のヒアリングによる審査を行い、最優秀者1者、次点者1者を選定する。審査結果は二次審査結果通知日に、全ての参加者に書面及び電子メールにより通知するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、留意事項は次のとおりとする。

- ① 出席者は総括責任者、担当主任技術者から2名、パソコン操作員1名の計4名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。
- ② 企画提案者ごとに40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）で審査する。審査の順番は事務局が別途指示する。
- ③ プレゼンテーションは、提出された業務実施方針及び技術提案書を中心とした内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。
- ④ プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。ただし、スクリーン

とプロジェクターは市が用意し、接続するパソコンは提案者が持参すること。
なお、パソコン設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。

- ⑤ プレゼンテーションの時間の延長は認めない。
- ⑥ 二次審査を欠席、遅刻した場合は、受注意思がないものとして審査の対象としない。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- ⑦ ヒアリングでは、審査員からの質問に対して回答することとし、企画提案者から審査員への質問は認めない。

【改正後】

6 技術提案書（二次審査用）の作成及び提出

(1) 提出方法

一次審査で選定された者は、次の技術提案審査申請書等を提出期限までに事務局へ電子メールにより提出し、送信後に電話で事務局に着信を確認すること。

データは一枚ごとに pdf 形式に変換すること。技術提案審査申請書のデータは押印不要であるが、別途、押印したものを提出期限までに普通郵便で発送すること。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 技術提案審査申請書 | 様式 7 [A4×1 枚] |
| ② 業務実施方針 | 任意 [A3 横×1 枚] |
| ③ 技術提案書 | 任意 [A3 横×3 枚] |

7 審査方法

(2) 二次審査

二次審査は web 会議により、技術提案書のプレゼンテーションと審査委員会のヒアリングによる審査を行い、最優秀者 1 者、次点者 1 者を選定する。

審査結果は二次審査結果通知日に、全ての参加者に書面及び電子メールにより通知するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、留意事項は次のとおりとする。

- ① web 会議は美作市がホストする「Zoom」を使用し、接続テスト、会議進行等の詳細は、技術提案書受理後に通知する。
- ② 出席者は総括責任者、担当主任技術者から 2 名、パソコン操作員 1 名の計 4 名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

- ③ 企画提案者ごとに 40 分（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分）で審査する。審査の順番は事務局が別途指示する。
- ④ プレゼンテーションは、提出された業務実施方針及び技術提案書を中心とした内容説明とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。
- ⑤ プレゼンテーションの時間の延長は認めない。
- ⑥ 二次審査を欠席、遅刻した場合は、受注意思がないものとして審査の対象としない。ただし、通信環境の悪化等真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- ⑦ ヒアリングでは、審査員からの質問に対して回答することとし、企画提案者から審査員への質問は認めない。